

会 議 の 経 過

議 長（下田敏美君）

起立願います。

おはようございます。

着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（下田敏美君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（吉田英輔君）

おはようございます。

報告第1号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

専決処分につきましては、次のページの専決処分書のとおり、事故の損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきまして、令和7年4月15日に専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

本件事故につきましては、令和6年12月22日、総合体育館敷地内で走行していた車両が

駐車場内の側溝に落ち、車両のフロントバンパー下部及びセンサー等が破損したものでございます。

町の過失割合を100%とし、相手方に損害賠償額15万8,913円を支払うことで示談が成立しております。

なお、損害賠償の額は、その全額が全国町村会総合賠償補償保険により支払われております。

以上で報告第1号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

1 1 番（山本 実君）

はい。

議 長（下田敏美君）

11番、山本実君。

1 1 番（山本 実君）

これ、もう少し詳しく報告願いたいんですけども、事故の状況を見ますと、走行していた車両が総合体育館駐車場内の側溝に落ちて、車両のフロントバンパーの下の部分が、センサー等が壊れたんだと。これ、駐車場の中で駐車するために走っていたのが、いわゆるハンドル操作のミスか何かで側溝に落ちて破損したということですか。

教育課長（長谷 智君）

はい。

議 長（下田敏美君）

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

事故当時の状況、ご説明します。

12月22日なんですけれども、結構雪が降り積もっておりまして、東側の駐車場の歩道から降りるところの汚水ますがあるんですけれども、側溝の一部という解釈になります。そこに車が見えずに、そのまま分からずに走って行ってぶつかったという事故になります。

ということで、駐車場に穴とかは空いているものではなくて、申し訳ないんですけれども、前方不注意で、雪で見えなかったという状況で破損したという内容になっていました。

以上です。

議 長（下田敏美君）

11番、山本実君。

1 1 番（山本 実君）

何か分かるようでちょっと分からない。運転者の運転のミスで落ちたということの理解でよろしいですか。

議 長（下田敏美君）

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

状況が雪で確認できなかった運転手のミスもございますけれども、こちらとすれば側溝があるというポールとかも通常立てていないんですけれども、そういう過失もあるかと思いません。

議 長（下田敏美君）

11番、山本実君。

1 1 番（山本 実君）

専決処分したものについては、これ以上申し上げることはしないわけなんですけれども、どの辺のところまで認められるのかなというような一つの疑問が今、課長の答弁を聞いていると、

どの辺のところまで認められるんだろうというような疑問が起きました。

いずれにいたしましても、町が管理をする敷地内でそのような事故等が発生をしたというようなことですので、今後、気をつけていけばいいのではないのかなという感じの質問です。

どうもありがとうございます。

議 長（下田敏美君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第3 報告第2号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（吉田英輔君）

報告第2号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書は4ページになります。

専決処分につきましては、次のページの専決処分書のとおり、事故の損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきまして、令和7年5月19日に専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

5ページをお開き願います。

本件事故につきましては、令和7年3月28日、町道小松ヶ丘15号線、六戸町大字犬落瀬字柳沢91番地付近、小向製菓の南側の道路になります。走行していた車両が町道の穴に落ち、車両の前輪タイヤのホイールが破損したものでございます。

町の過失割合を40%とし、相手方に損害賠償額5万9,796円を支払うことで示談が成立し

ております。

なお、損害賠償の額は、その全額が全国町村会総合賠償補償保険により支払われております。

以上で報告第2号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

5 番（長根一男君）

はい。

議 長（下田敏美君）

5番、長根一男君。

5 番（長根一男君）

これからの課題ということで質問したいと思います。

町道の穴に落ちて破損したという、建設下水道課のほうで結構見回りをしていると思います。私もパトロール中の車を見かけるときもありますけれども、そのとき、この穴を確認できていなかったのか、また、できても補修するまでに時間がかかったのか、そこら辺の説明を求めたいと思います。

建設下水道課長（円子国浩君）

はい。

議 長（下田敏美君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

町道の穴埋め工事に関しましては、債務負担行為によりまして、3月の下旬の入札会を実

施して、業者さんのほうに穴埋め工事のほうお願いしていたところでもございました。

あと、課の職員のほうも直接現場のパトロールあるいは穴埋め作業等も行いまして、やっている状況ではあったんですが、こういった事故等が発生してしまって申し訳なく思っているところですが、その3月、4月、季節の変わり目というところもあると思うんですけども、パトロールの際には、それほど大きくない穴、大丈夫かなというところもあるのですが、それが1日、2日、数日たつと、また、交通量だったり、気象等の関係もあるんでしょうけれども、急に大きくなるような状況も現場としてはある状況ではありました。

なので、今後もパトロールなり、その作業等を充実した形でこういったことが起こらないように努めてまいりたいとは思っているところでした。

以上です。

議 長（下田敏美君）

5 番、長根一男君。

5 番（長根一男君）

今後の課題として、やはり小さい穴があったらそこを注意して随時見ておくということが必要じゃないのかなと、また、発注してから穴埋めの工事まで結構な時間がかかっていると思ひ、私もちょっと道路を見ていたら、ペンキで印をつけているんですけども、これいつ補修するのかと思っても、結構、2週間も3週間もたってからような気がしていました。その間にどんどん穴が大きくなったのかなとこう思っております。

できれば軽く補修というか、土のう等でも砕石を入れて仮補修というか、そういう業者さんが早く来られない場合、建設下水道課のほうで小さい穴の時に仮補修して済ませておけばこういう事故がなくなるんじゃないのかなと思います。これはもう毎年起こるものと捉えて対応してもらいたいと、このように思います。

以上です。

議 長（下田敏美君）

回答は。

5 番（長根一男君）

よろしいです。

8 番（高坂 茂君）

はい。

議 長（下田敏美君）

8 番、高坂茂君。

8 番（高坂 茂君）

感じたんですけれども、賠償額が5万9,000円、まあ6万円ぐらいですか。過失割合が先ほどが100%で、今度は40%、どこが違うのかなど。何で40%なのか。私は100%かなと思うんですけれども、ホイールの破損ぐらいであれば。

ですから、そこら辺の根拠、過失割合、どういうふうに判断しているのか、ちょっと教えていただければと思います。

企画財政課長（吉田英輔君）

はい。

議 長（下田敏美君）

企画財政課長。

企画財政課長（吉田英輔君）

お答えいたします。

被害者側の過失割合の要素といたしまして、基本的には、その穴に気づくかどうかという部分と、それから、回避行動に問題がなかったかどうか。気づくかどうかというのは目視で見えているかどうか。あとは、雨が降って、水がたまって見えない状況であるかどうかとかという部分になります。それから、回避行動の問題、どのぐらいのスピードを出して走行していたかというものを総合的に判断して、町側の過失割合というのが決まってきます。

この後も道路の穴ぼこに落ちた事例が出てくるんですが、基本的には穴の深さだったり、要は穴に水がたまっていたかどうか、あとは、被害者の方のスピードがどのぐらい出していた

とかという部分で過失割合が変わってくるということでございます。

議 長（下田敏美君）

高坂議員。

いいですか。納得ですか。

8 番（高坂 茂君）

よろしいです。

議 長（下田敏美君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第4 報告第3号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（吉田英輔君）

報告第3号 専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書は7ページになります。

専決処分につきましては、次のページの専決処分書のとおり、事故の損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきまして、令和7年5月19日に専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

8ページをお開き願います。

本件事故につきましては、令和7年4月19日、町道運動公園線、六戸町大字犬落瀬字下久

保166番地付近、旭商事生コン付近の点滅信号から十和田市方面に向かったところになりますが、走行していた車両が町道の穴に落ち、車両の後輪タイヤ及びホイールが破損したものでございます。

町の過失割合を90%とし、相手方に損害賠償額4万1,125円を支払うことで示談が成立しております。

なお、損害賠償の額は、その全額が全国町村会総合賠償補償保険により支払われております。

以上で報告第3号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第3号 専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第5 報告第4号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（吉田英輔君）

報告第4号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書は10ページになります。

専決処分につきましては、次のページの専決処分書のとおり、事故の損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきまして、令和7年5月19日に専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

11ページをお開き願います。

本件事故につきましては、令和7年4月27日、町道金矢・内山線、六戸町大字犬落瀬字金沢付近、金矢ライスセンター付近でございますが、走行していた車両が町道の穴に落ち、車両の前輪タイヤを破損したものでございます。

町の過失割合を50%とし、相手方に損害賠償額1万9,000円を支払うことで示談が成立しております。

なお、損害賠償の額は、その全額が全国町村会総合賠償補償保険により支払われております。

以上で報告第4号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第4号 専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第6 報告第5号 令和6年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（吉田英輔君）

報告第5号 令和6年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。議案書13ページをお開き願います。

本件は、去る3月議会において繰越明許費の予算議決をいただいておりますが、翌年度への繰越額が確定したことに伴い、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

14ページをお開き願います。

繰越事業は一番上の6款農林水産業費、1項農業費の農業振興地域整備計画策定事業から、10款教育費、1項教育総務費の六戸町立義務教育学校六戸学園グラウンド等整備工事監理業務事業まで、いずれも年度内に執行が困難な5事業で、翌年度へ繰り越す額は左から5列目になりますが、合計で1億7,343万4,700円でございます。

以上で報告第5号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第5号 令和6年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第7 報告第6号 令和6年度六戸町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

報告第6号 令和6年度六戸町下水道事業会計予算繰越計算書についてご説明いたします。議案書の15ページからになります。

本件は、地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和6年度六戸町下水道事業会計予算繰越計算書を報告するものであります。

16ページをご覧ください。

4款資本的支出、1項建設改良費の小松ヶ丘地区マンホール蓋更新事業で、国の令和6年度補正予算に対応するため、1,100万円を翌年度に繰越いたしました。

その財源の内訳につきましては、国庫補助金500万円、企業債500万円、損益勘定留保資

金100万円となっております。

以上で報告第6号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第6号 令和6年度六戸町下水道事業会計予算繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（辻浦宗典君）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の17ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町税条例の一部を改正する条例を令和7年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

このたびの改正は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、令和7年4月1日を施行日とする改正内容が含まれることから、課税事務についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、条例を改正し、専決処分したものであります。

議案書は19ページから28ページまで、説明補足資料は1ページから8ページまでであります。

改正内容につきましては、改正箇所が多岐にわたるため、主な改正点の概要のみを条項に

沿ってご説明いたします。

説明補足資料、1ページをお開きください。

傍線部分が改正箇所となり、上段が改正後、下段が現行となっております。

まず、第18条については、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令の改正に伴い改正するものであります。

所得控除に係る第34条の2については、控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加するものであり、町民税の申告に係る第36条の2第1項については、2ページに記載がございますが、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の個人町民税申告義務に係る規定の整備であり、3ページの第36条の3の3第1項についても、特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備を行っております。

4ページの第82条については、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正であり、5ページの第90条第2項、6ページの同条第3項については、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備を行っております。

附則第10条の2第23項から26項までは、わがまち特例に関する項ずれ等を改めるもの、7ページの附則第10条の3第14項は、特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする規定を新設するものであります。

また、附則第16条の2の2については、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例を新設するものであります。

このほか、法令改正に伴う所要の規定の整備等を行っております。

附則は、第1条において施行期日を、第2条においては公示送達に関する経過措置について定めるものであり、第3条から第6条にかけて、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、各税に関する経過措置を定めるものであります。

以上で承認第2号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (辻浦宗典君)

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書29ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例を令和7年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書は31ページ、説明補足資料は9ページ及び10ページであります。

このたびの改正は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、原則として同年4月1日を施行日とすることから、課税事務についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、条例を改正したものであります。

まず、第2条第2項のただし書は、基礎課税額の限度額を1万円引き上げ66万円とするものであります。

第2条第3項のただし書は、後期高齢者支援金等課税額の限度額を2万円引き上げ26万円とするものであり、今後、高齢化の進展等により医療給付費の増加が見込まれることから、改正するものであります。

また、第23条第1項第2号は、減額措置に係る5割軽減判定所得の基準額を1万円引き上げ30万5,000円に、同項第3号は、減額措置に係る2割軽減判定所得の基準額を1万5,000円引き上げ56万円とするものであり、低所得者に対する保険税の負担軽減の拡充を図るためのものであります。

附則は、施行期日と適用区分を定めるものであります。

以上で承認第3号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (辻浦宗典君)

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書32ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を令和7年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

このたびの改正は、関係省令の一部改正が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、課税事務についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、条例を改正し、専決処分したものであります。

議案書は34ページ、説明補足資料11ページの新旧対照表も併せてご覧ください。

改正内容は、第2条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、不均一課税の適用期限を2年延長するものであり、そのほか、法改正に合わせて文言の訂正等、所要

の規定の整備を行っております。

附則は、施行期日を定めるものであります。

以上で承認第4号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（辻浦宗典君）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書36ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を令和7年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

このたびの改正は、関係省令の一部改正が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、課税事務についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、条例を改正し、専決処分したものであります。

議案書は38ページ、説明補足資料12ページの新旧対照表も併せてご覧ください。

改正内容は、第2条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、課税免除の適用期限を3年延長するものであります。

附則は、施行期日を定めるものであります。

以上で承認第5号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第12 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (吉田英輔君)

承認第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書は39ページになります。

専決処分につきましては、次のページの専決処分書のとおり、令和6年度六戸町一般会計補正予算(第9号)を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月31日に専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

41ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、既定予算から1億6,476万7,000円を減額し、予算総額を133億8,995万8,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、令和6年度補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。ご準備願います。

3ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

1 款町税から 6 ページの12款交通安全対策特別交付金までは、額の確定によりそれぞれ所要額を計上いたしました。

13款分担金及び負担金から次のページの14款使用料及び手数料までは、実績見合いにより予算を調整したものでございます。

8 ページをお開き願います。

15款国庫支出金から11ページの16款県支出金までは、主に事業費との関連において予算を調整したものでございます。

17款財産収入から次のページの18款寄附金は、額の確定によりそれぞれ所要額を計上。

19款繰入金、1 項基金繰入金は、3 目減債基金繰入金を歳出予算との調整により既定額の全額を減額計上し、その他の繰入金につきましては、事業費との関連において予算を調整したものでございます。

13ページをご覧願います。

21款諸収入は、額の確定によりそれぞれ所要額を計上いたしました。

次に、歳出の主な項目についてご説明いたします。

歳出につきましては、主に事業費の確定や実績見合いにより予算を調整したものでございます。

16ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費は、24節積立金に減債基金やふるさと基金への積立金5,018万2,000円を増額計上。

10目まちづくり推進費は、18節負担金、補助及び交付金に定住対策住宅建設補助事業補助金ほかで576万1,000円を減額計上いたしました。

18ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費は、18節負担金、補助及び交付金に低所得世帯等支援臨時給付金ほかで1,171万9,000円を減額計上いたしました。

次のページでございます。19ページでございます。

2 目高齢者福祉費は、27節繰出金に介護保険事業特別会計繰出金ほかで1,251万7,000円を減額計上。

3 目障害者福祉費は、19節扶助費に障害福祉サービス介護・訓練等給付費ほかで2,168万6,000円を減額計上いたしました。

21ページをお開き願います。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、19節扶助費に保育士等の処遇改善に伴う保育単価の見直しにより、子ども・子育て支援教育・保育給付費1,375万7,000円を増額計上。

2目児童措置費は、19節扶助費に児童手当ほかで1,577万5,000円を減額計上いたしました。

22ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は、12節委託料に新型コロナウイルスワクチン予防接種業務ほかで1,592万4,000円を減額計上いたしました。

24ページをお開き願います。

2項清掃費、2目下水処理費は、18節負担金、補助及び交付金に浄化槽設置整備費補助金ほかで1,357万8,000円を減額計上いたしました。

27ページをお開き願います。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費は、12節委託料に道路除雪業務ほかで4,276万5,000円を減額計上いたしました。

29ページをお開き願います。

9款消防費、1項消防費、3目消防施設費は、18節負担金、補助及び交付金に早期対応が必要となった修繕等に対する消火栓等維持補修負担金526万円を増額計上いたしました。

以上で承認第6号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第13 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (佐藤良一君)

承認第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書46ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和6年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)を、令和7年3月31日専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものになります。

議案書48ページをご覧ください。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,427万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,844万8,000円とするものであります。

今回の補正予算は、事業費の確定及び歳出との関連において予算調整したものであり、その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書43ページをご覧ください。

まず、歳入の主なものについてご説明いたします。

2款分担金及び負担金、1項負担金は、項の計で10万円を減額いたしました。

下段、5款県支出金、1項県補助金は、1目保険給付費等交付金の普通交付金や特別交付金の確定により、項の計で9,133万7,000円を減額し8億2,441万7,000円といたしました。普通交付金の減額の理由は、充当先となる被保険者の療養費が見込みより減額となったためであります。

下段の7款繰入金、1項他会計繰入金は、歳出との関連において、1目一般会計繰入金を項の計で283万8,000円を減額し1億1,940万1,000円といたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

45ページをご覧ください。

上段の2款保険給付費、1項療養諸費は、一般被保険者療養給付費などの実績見込額の精査により、項の計で8,424万8,000円を減額し6億2,983万6,000円といたしました。

下段の同じく2項高額療養費は、一般被保険者高額療養費の実績見込み等の精査により、項の計で419万5,000円を減額し9,801万5,000円といたしました。

下段の同じく4項出産育児諸費は、実績見込額の精査により249万9,000円を減額計上。

次のページになります。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分は、実績見込額の精査により122万7,000円を減額。

下段の5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費は、人間ドック業務の精査により210万円を減額計上。

下段の8款諸支出金、2項繰出金は、実績見込額の精査により6,000円を減額計上いたしました。

以上で承認第7号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第14 承認第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

介護高齢課長。

介護高齢課長（高橋宏典君）

承認第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書50ページから54ページとなります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和7年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

52ページをご覧ください。

令和6年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総

額から歳入歳出それぞれ1,347万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,182万4,000円とするものでございます。

それでは、令和6年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、補正予算に関する説明書、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

47ページから61ページとなります。

今回の補正予算の内容は、主に総務費や保険給付費、地域支援事業費の実績見込みにより、歳入歳出予算額を調整したものとなります。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

49ページをご覧ください。

2款サービス収入、1項介護予防給付費では、1目介護予防サービス費において、介護予防サービス計画作成費の実績見込みにより、項の計で110万9,000円減額計上しました。

下段の5款国庫支出金、1項国庫負担金では、1目介護給付費負担金において、国負担分として103万7,000円増額計上しました。

50ページ中段の5款国庫支出金、2項国庫補助金では、1目調整交付金を実績見込みにより218万3,000円増額計上し、6目補助金では、介護保険システム改修に係る介護保険事業費補助金の実績見込みにより160万円減額計上しました。

下段の6款支払基金交付金、1項支払基金交付金では、1目介護給付費交付金などの実績見込みにより、項の計で1,257万9,000円減額計上いたしました。

51ページ上段の7款県支出金、1項県負担金では、1目介護給付費負担金において、県負担分として実績見込みにより206万3,000円増額計上しました。

下段の9款繰入金、1項一般会計繰入金では、2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）ほかの実績見込みにより、項の計で1,000万4,000円減額計上いたしました。

52ページの9款繰入金、2項基金繰入金では、1目介護保険財政調整基金繰入金を実績見込みにより770万6,000円増額計上しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

53ページをお開きください。

上段の1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、12節委託料で、介護保険システムの制度改正対応業務の実績見込みにより699万6,000円減額計上。

55ページ中段の5款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費では、事業費の実績見込みにより、項の計で320万1,000円減額計上いたしました。

また、下段から56ページにかけての3項包括的支援事業・任意事業費では、各事業費の実績見込みにより、項の計で303万6,000円減額計上いたしました。

以上で承認第8号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第15 承認第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

承認第9号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書55ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和6年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を令和7年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案書57ページをご覧ください。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ429万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,353万9,000円とするものであります。

今回の補正予算は、事業費の確定及び歳出との関連において予算調整をしたものであり、その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書65ページをご覧ください。

まず、歳入の主なものについてご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料は、項の計で141万7,000円を減額し1億309万7,000円といたしました。

下段、2款使用料及び手数料は5,000円を減額計上。

下段の3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金は、事務費等の確定により、項の計で251万2,000円を減額計上。

下段の5款諸収入、1項延滞金及び過料は3,000円を増額計上し、次のページ、66ページになります。

上から2番目の表、同じく、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金は36万2,000円を減額いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

67ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費は、職員手当等の確定により、項の計で19万3,000円を減額計上。

下段、2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金は、額の確定により、項の計で373万

3,000円を減額計上いたしました。

下段、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、項の計で36万2,000円を減額し、次のページになります。

4款予備費、1項予備費は5,000円を減額計上いたしました。

以上で承認第9号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認するこ

とに決定いたしました。

次に、日程第16 承認第10号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（柴山英夫君）

承認第10号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書59ページからになります。

専決処分につきましては、次の60ページの専決処分書のとおり、令和6年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和7年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

61ページをお開き願います。

このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,111万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,179万円とするものでございます。款項の区分ごとの金額については、62ページの第1表によるものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

最初に、歳入について主なもののみ、ご説明いたします。

73ページをお開き願います。

歳入につきましては、事業費の確定や実績見込みによる精査により予算調整したものでございます。

まず、1款診療収入、1項診療収入では、1目外来収入の見込額を精査しまして1,562万9,000円を減額計上。

2目諸検診等収入は、新型コロナワクチン等を接種した医療機関に支払われる町からの接種費用実績を精査いたしまして727万7,000円を減額計上し、項の計で2,290万6,000円を減額計上いたしました。

4款繰入金は、歳出予算の関連により、一般会計からの繰入金を増額計上し、項の計で189万4,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出について主なもののみご説明いたします。

75ページをお開き願います。

歳出につきましても、事業費の確定や実績見込みにより予算調整したものでございます。

75ページから76ページにかけましての1款総務費、1項総務管理費は、人件費や事業費の確定や、委託料及び使用料及び賃借料など、項の計で714万8,000円を減額計上いたしました。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費では、医療機器等の保守点検業務委託料や検査医療機器購入経費で273万7,000円を減額計上。

2目医療用消耗機材費では、検査試薬、診療材料消耗品などの医薬材料費で65万6,000円を減額計上。

3目医療衛生材料費は、内服薬や外用薬、注射薬などの医薬材料費ほか1,049万9,000円を減額計上し、項の計で1,389万2,000円を減額計上いたしました。

以上で承認第10号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第10号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

11時15分まで休憩いたします。

休憩 (午前 11時04分)

再開 (午前 11時15分)

議 長 (下田敏美君)

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、苫米地繁雄君から今後の審議を欠席する旨の通告がありましたので、報告いたします。

次に、日程第17 議案第18号 六戸町監査委員条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (小林 章君)

議案第18号 六戸町監査委員条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書は63ページから、別冊の説明補足資料は13ページから14ページとなります。

本案は、監査委員が行うとされている監査、検査、審査、その他の行為を地方自治法に沿って行うための所要の整備を行うため提案するものであります。

主な改正内容についてご説明いたしますが、説明は別冊の説明補足資料13ページから14ページまでの新旧対照表を基に説明したいと思いますのでご準備願います。

上段が改正案となります。

第2条は文言の改正と、第2項に監査を行うときの通知について追加するものであります。

第3条は行政監査、財政援助団体に対する監査など、随時監査について定めるものであり、第4条は地域住民からの請求または要求による監査について、また、第5条は議会からの請願に対する措置について追加するものであります。

現行の第4条と第5条は、改正案の第7条に移行することにより削除となり、第7条では決算等の審査として、地方公営企業法を含めた決算審査について明記しております。

次の14ページ、第8条は職員の賠償責任の監査を新たに追加し、第10条においては監査委員事務局職員の配置など、事務局の設置について明記しております。

また、第11条では今まで明示されていなかった監査委員の公印を定めるものとしており、以上が改正の概要となります。

附則には、施行日を公布の日からと定めております。

以上で議案第18号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号 六戸町監査委員条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第19号 六戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小林 章君）

議案第19号 六戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書は67ページから、別冊の説明補足資料は15ページから16ページとなります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児に係る両立支援制度の利用しやすい勤務環境の整備を行うため、提案するものであります。

主な改正内容は、仕事と育児、介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化などの措置を講ずるものであります。

議案書68ページをご覧ください。

六戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、「第15条の2」を「第15条の4」とし、第15条の2に妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する出生時両立支援制度や育児期両立支援制度など、柔軟な働き方を実現するための措置の個別周知と意向確認などについて、69ページ左から4行目、第15条の3に配偶者が介護を必要とする状況に至った職員等

に対する介護両立支援制度などの個別周知と意向確認などについて加えるものであります。

附則は、施行期日と経過措置を定めるものであります。

以上で議案第19号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号 六戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第20号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小林 章君）

議案第20号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書は71ページから、別冊の説明補足資料は17ページから18ページとなります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、同法第19条第2項第2号の規定による部分休業の承認の単位を定めるほか、所要の整備を行うため、提案するものであります。

主な改正内容は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分休業制度を拡充するもので、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき条例で定める時間を超えない範囲の形態を設け、いずれかの形態を選択可能とするものであります。

議案書72ページをご覧ください。

第16条は、部分休業をすることができない職員について改正し、左から5行目の第17条は、「部分休業」を「第1号部分休業」に改正するものであります。

次のページ、第17条の2から74ページの第17条の5までは新たに条項を加えるもので、第17条の2は第2号部分休業として、1年につき条例で定める時間を超えない範囲の形態について定めております。

第17条の3は、育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間について、第17条の4は、育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間について、74ページの第17条の5は、部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢について、小学校就学の始期に達するまでと定めるものであります。

第18条は、部分休業をしている職員の給与の取扱いについて新たに加え、第19条は、部分休業の承認の取消事由について改正するものであります。

附則は、施行期日と経過措置を定めるものであります。

以上で議案第20号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第21号 令和7年度六戸町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（吉田英輔君）

議案第21号 令和7年度六戸町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書76ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、既定予算に5,208万1,000円を追加し、予算総額を77億6,508万1,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、令和7年度補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

4ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

19款繰入金、1項基金繰入金は、予算調整により財政調整基金繰入金2,337万円を増額計上。

21款諸収入、5項雑入は、1町内会が申請している備品整備事業が採択されたことによるコミュニティ助成事業交付金210万円と、防災拠点の整備に対するB&G財団防災拠点整備事業支援金2,600万円を計上いたしました。

5ページをお開き願います。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、9目町民バス運行費は、スクールバスの増便に伴い運転手の待機場所が手狭になったことから、仮設プレハブ賃借料と電源及びエアコン設置工事ほかで、目の計で155万円を増額計上。

10目まちづくり推進費は、18節負担金、補助及び交付金に、一般コミュニティ助成事業補助金として、歳入と同額の210万円を増額計上いたしました。

6ページをお開き願います。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、17節備品購入費にAEDほかで122万1,000円を増額計上いたしました。

7ページをご覧願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は、带状疱疹ワクチン予防接種の経費として、目の計で983万1,000円を増額計上いたしました。

8ページをお開き願います。

9款消防費、1項消防費、4目災害対策費は、B&G財団の支援金を活用した防災拠点の整備費として、目の計で2,300万円を増額計上いたしました。

10款教育費、1項教育総務費、5目教育施設管理費は、旧小中学校施設の管理経費につい

て、当面の措置として3か月分を見込んでおりましたが、活用の方向性によっては不足が見込まれるため、目の計で337万3,000円を増額計上いたしました。

9ページをご覧ください。

2項義務教育学校費、1目学校管理費は、13節使用料及び賃借料に、中体連や修学旅行のバス借上料として147万9,000円を増額計上。

4項保健体育費、3目海洋センター運営費は、B&G財団の支援金を活用した災害対応の研修費として、目の計で300万円を増額計上いたしました。

以上で議案第21号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

8番（高坂 茂君）

はい。

議長（下田敏美君）

8番、高坂茂君。

8番（高坂 茂君）

7ページの4款衛生費、2目予防費の中で、帯状疱疹ワクチン予防接種業務とありますけれども、この中身について、詳しくもうちょっと教えていただきたいと思います。

福祉課長（舘 泰之君）

はい。

議長（下田敏美君）

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

带状疱疹ワクチンについての中身について説明いたします。

带状疱疹ワクチンのほうなんです、今年度、令和7年度から定期の予防接種に追加となったものでございます。

対象となる方なんです、年度内に65歳になる方が定期の対象となっております。

令和7年度から5年間の経過措置といたしまして、その年度に、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方という5歳刻みの方について経過措置で本年度対象となるものでございます。

また、100歳以上の方も令和7年度に限り対象になるものでございます。

この5歳刻みになっておりますので、5年間の経過措置によって、この年齢になるときにちょうど5年間かけて対象になるというところなんです。65歳以上の方がなるということになっております。

こちらのワクチンですが、生ワクチンと組換えワクチンの2種類を想定しておりまして、生ワクチンのほうは回数といたしまして1回、組換えワクチンのほうは回数といたしまして2回の接種で、ワクチンは2種類になっております。

こちら、今回、定期接種になったことに伴いまして、接種に対して町の補助を今回決定しましたので、補正予算の計上としております。

生ワクチン1回の接種のほうですが、自己負担を4,000円で接種可能とするものでございます。

また、不活化のほうの、組換えワクチンのほうについては、1回1万円の2回は、個人負担していただいて接種可能となるということで予定を立てて、計上させていただいております。

以上でございます。

議長（下田敏美君）

8番、高坂茂君。

8番（高坂茂君）

よく分かりました。

5年刻みで今年度からということと理解してよろしいでしょうか。

それから、その生ワクチン1回と組換えワクチン2回ですか。ちょっと、この4,000円と

1万円、かなり金額的に差があるんですけども、こういった形でこのような差異が生じているのか、簡単でいいですので教えていただければと思います。

議長 長（下田敏美君）

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

生ワクチンと組換えワクチンのほうのことにつきましてですけども、生ワクチンと組換えワクチン、国で認められているワクチンがこの2種類あります。生ワクチンのほうの効果は大体打ちますと5年ほど効果が持続すると。組換えワクチンのほうは、2回の接種で10年ぐらい効果のほうが持続するというところがございます。

ただ、あとは金額もありますし、その生ワクチンと新しい組換えワクチンについては、接種する方のほうで選択していただいて接種を受けていただければと思っております。

議長 長（下田敏美君）

8番、高坂茂君。

8番（高坂 茂君）

私が76歳ですけども、5年刻みであれば、次、私は80歳じゃないと打てないというふうに理解してよろしいんですか。

議長 長（下田敏美君）

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

今回の令和7年度接種からスタートですけども、今年度、令和7年度に65歳を迎える方が対象となりまして、3月までに既にもう65歳になっている方は、確かに、あと5年後になる、70歳の誕生日が来るまで、ちょっと補助の対象にはならないということになります。

議長 長（下田敏美君）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号 令和7年度六戸町一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第22号 令和7年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

介護高齢課長。

介護高齢課長(高橋宏典君)

議案第22号 令和7年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明

申し上げます。

議案書79ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億3,005万9,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、補正予算に関する説明書、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

15ページから21ページの、17ページをお開きください。

歳入については、8款繰入金、2項基金繰入金、1目介護保険財政調整基金繰入金を、歳出予算の補正との関連において95万8,000円増額計上しました。

また、歳出については、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、3節職員手当等の住宅手当を、支給対象職員の人事配置に伴い32万4,000円増額計上。

12節委託料に、介護保険料所得基準の改正及び高額介護（予防）サービス費・補足給付における所得基準の改正に伴い、介護保険システム改修業務ほかを63万4,000円増額計上し、項の計では95万8,000円の増額計上となります。

以上で議案第22号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号 令和7年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第22 議案第23号 工事の請負契約についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (小林 章君)

議案第23号 工事の請負契約についてご説明いたします。

議案書は81ページから、併せて別冊の説明補足資料19ページもご参照願います。

本案は、次のとおり工事請負契約を締結するものであります。

工事の名称は、役場庁舎空調設備増設工事。

工事の場所は、六戸町大字犬落瀬字前谷地60。

契約金額は8,800万円。この金額は消費税を含む金額であります。

契約の相手方は、住所、青森県十和田市大字三本木字稲吉121番地53、会社名、青森電気工業株式会社、代表者名、代表取締役畑中健一。

なお、工事概要及び内容、入札結果につきましては、補足資料に記載してありますのでご参照ください。

以上で議案第23号の説明を終わります。

議長 (下田敏美君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号 工事の請負契約については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第23 議案第24号 工事の請負契約についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (小林 章君)

議案第24号 工事の請負契約についてご説明いたします。

議案書は83ページから、併せて別冊の説明補足資料20ページもご参照願います。

本案は、次のとおり工事請負契約を締結するものであります。

工事の名称は、六戸町防災行政無線更新工事。

工事の場所は、六戸町内。

契約金額は3億261万円。この金額は消費税を含む金額であります。

契約の相手方は、住所、青森県青森市中央一丁目23番4号、会社名、青森三菱電機機器販売株式会社、代表者名、代表取締役林均。

なお、工事概要及び内容、入札結果につきましては、補足資料に記載してありますのでご参照願います。

以上で議案第24号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号 工事の請負契約については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第24 議員派遣についてを議題といたします。

このことについては、六戸町議会会議規則第126条第1項の規定により、議決を得るものであります。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付してあります資料のとおり、青森県下町村議会議員研修会のため、7月10日に青森市へ全議員を派遣することに、また、産業民生常任委員会県外行政視察研修のため、7月23日、24日の両日、宮城県大崎市及び富谷市へ同委員会委員6名を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付してあります資料のとおり派遣することに決定いたしました。

ただいま決定した派遣内容については、諸般の事情により変更する場合には議長に一任したいと思います。

このことについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、派遣内容の変更につきましては、議長に一任することと決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和7年第2回六戸町議会定例会を閉会いたします。

起立願います。

お疲れさまでした。ありがとうございます。

閉会（午前11時44分）